

地籍調査にご協力ください

本年度の地籍調査は開地第二調査区です



地籍調査一問メモ

調査の要点は、次の五つに分けられます。

- 土地登記簿に登記されている事項と現況が合っているか
- 登記は適正であるか
- 登記もれのものがないか
- 地図の表示は現況と合っているか

○筆界はどこからどこまでかなどです。

調査の方法は一筆調査といい、土地台帳と公団の写しを作り、一筆ごとにもれなく土地所有者の立ち会いの上に、地番、地目、境界を現地で直接確認する作業です。

この調査の時は、前もって通知しますから、必ず立ち会いの上、隣の所有者と境界を決め調査杭を打っていただきます。

（杭は市で準備します）

なお調査杭は、皆さんの土地を測量する基になりますから、動かしたり抜いたりしないようにしてください。

一筆調査前に準備すること

地籍調査は国土調査法に基づく調査で、土地の国勢調査とも言われていて大切な調査です。

我が国における土地に関する資料は、非常に貧弱であり、今までの土地の基本となっている土地台帳や公団（字限図）は、明治の初めに作られたものです。これを近代的な測量によって、新しい地図と台帳を作り、皆さんの土地の正確な位置、地形、地番、地目、面積を明らかにするものです。

本年度は、開地第二調査区（上小野、西海戸、大津、中小野、上細野、下細野、菅野）を調査します。ご協力をよろしくお願いします。

市では、調査対象者にパンフレットを送付したり、説明会を開きます。そして調査の時は、十日くらい前に通知しますから、次のことを済ませておいてください。

○あいまいな境界は、隣の所有者と話し合い、明らかにしておい

てください。

○山林原野などで、雑木の密生している境界を明らかにしておいでください。

○売買や相続などで登記の済んでいない人は早目に手続きをしておいてください。

調査に間違いがあつた時は

調査が終わって地籍図と地籍簿ができ上がりますと、閲覧をしますから、自分の土地に間違いがないかどうか確かめてください。もし、間違いがあったら申し出てください。

もし、一筆調査で境が決まらない場合は

現地調査の日に決まらなければ、筆界未定として処理されます。

調査以後に境界が決まった時は、個人で測量業者に依頼し測量しなければなりません。詳しいことは、市役所地籍調査課へお問い合わせください。

（43）1111
内線 4124414

大規模な残土等の処理は事前協議を

市内において残土等（廃棄物は含みません）を処理する場合、処理後の面積が三千方メートル以上、盛土高三メートル以上、たい積が三千立方メートルとなる場合は、事前協議が必要となります。

詳しくは都市計画課へ。

居住地区以外の会場に出席されてもかまいません。

日 時	会 場	居 住 地 区 名
8月18日(火) 午後7時30分	大津集会場	上小野・西海戸地区全域
8月19日(水) 午後7時30分	大津集会場	大津・中小野地区全域
8月20日(木) 午後7時30分	下細野自治会館	上細野・下細野地区全域
8月21日(金) 午後7時30分	菅野公民館	菅野地区全域
8月25日(火) 午後2時00分	市役所大会議室	上記以外の市内・市外居住者

なお、閲覧期間を過ぎますと、異議の申し立ては出来なくなりますので、必ず閲覧してください。

閲覧が終わった地籍図と地籍簿は、国の認証を得て法務局に送付され、登記簿が訂正されます。